

Title	司法省御雇外人カークード：続続・明治法制史料雑纂(三)
Sub Title	W. M. H. Kirkwood, an Adviser to the Ministry of Justice
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.3 (1967. 3) ,p.55- 63
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670315-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

司法省御雇外人カーキード

続続・明治法制史料雑纂(三)

手塚 豊

明治維新以後、わが国の近代的法律制度の整備、拡充の蔭には、外人法律顧問の存在をみのがすわけにはゆかない。中でも、刑法、治罪法、民法などの編纂に直接関与したボアソナード (G. Boissonade) の功績は、余りにも大きく且つ著名であるが、彼以外にも、なお多くの外人顧問が、それぞれの分野でかなりの貢献をのこしている。その中の一人にカーキード (William Montague Hammett Kirkwood, 1850—1926) がいる。彼は、明治十八年以降、約十六年間にわたつて司法省御雇外人の地位にあり、主として立法事業に参加したイギリス人であるが、これまでの明治史研究においては、ほとんど注目されていない。重久篤太郎、天野敬太郎編「明治文化関係欧米人名録」には、彼の名はのつており⁽¹⁾、また、大日本文明協会編「明治文化に寄与せる欧米人の略歴」にも、彼の名前だけののつているが、その略歴、業績についての記事は全く欠けている。それがためか、天野敬

太郎編「幕末明治来朝欧米人に関する文献一覧」をみても、彼に関する紹介の労作は見出しえない⁽²⁾。終戦後の明治史研究においても、独立の論考で彼を採りあげたものは、私の知る限りではみあたらない。

私は本稿で、これまでに知りえた史料にもとづき——それは私の渉猟不足から甚だ貧弱なものではあるが——彼の事蹟を辿つてみたいと思う。

○

カーキードは、一八五〇年、イギリスに生れた⁽³⁾。マルボラ・カレッジ (Marlborough College) を卒業、日本に来朝したのは明治七年(一八七四年)といわれる⁽⁴⁾。十五年以降、在日英国公使館、領事館の法律顧問となり、また、日本における英国王室代言人 (Her Majesty's Crown Advocate) であつた。

明治十八年の春、⁽⁶⁾ 司法省は彼を招聘した。同年三月七日・時事新報は「司法省にては、今度、法律顧問として英人カーキード氏を雇入れたるよし」⁽⁷⁾ (句読点手塚、以下)と報じている。翌四月九日・改進黨新聞は、そのことをさらに詳しく次のように述べている。

カーキード氏は、今回法律顧問として我司法省に雇ひ入れたり。同氏は、我国に來住してより既に十余年の久しきを経、その間、代言を業として横浜居留地に信用最も厚き人なり。且つ是迄は英国王室附属代言人の職を帯びしが、此の職は英国政府に關はる法律の事件を掌る者にて、極めて重要な職なるが、同氏の日本に來らざる以前、英政府は日本に此職を置かざりし。然るに、今回、同氏は此職を解きて我が司法省法律顧問となりたるが、従来、我が法律衛門には仏人を雇ひ入たるのみにて、其の英人を使用するは、同氏を以て嚆矢とす。尤も同氏は日を定めて司法省に出で、是までの通り横浜に於て代言事件を取るゝといふ。當時、フランス法に則つた明治十五年の刑法、治罪法はすでに施行されており、また、ボアソナードを中心とする民法編纂事業も開始されていたにもかゝらず、司法省がわざわざイギリス人法律家を招いたのには、何か特別の理由があつたためと思われるが、その辺の事情は明らかでない。

同年九月十九日、兩國中村樓で開かれた英吉利法律学校(後ちの中央大学)の開校式に、彼は招待をうけ、大審院長玉乃世履、参事院司法部長鶴田皓、慶應義塾々長福沢諭吉、東京大学総理浜尾新等と共に出席した。カーキードが、当時のわが法曹界において占めて

いた地位は、これによつても伺い知ることができるのであらう。カーキードが、司法省に入つた明治十八年内に、彼が提出した意見書あるいは答申書の類は十七編が一括して残つて⁽⁸⁾いる。次の通りである。

第一 英国判決録發行手続具申書(一八八五年八月二十二日、司法卿宛)

これは判決録の作製方法を述べ、とくに英訳本の出版を希望したものである。

第二 明治十八年三月六日附司法省布達第五十七号中ニ載スル裁判ノ式ニ於ル私見(一八八五年八月三十一日、宛名なし)

これは民事訴訟の裁判方式を英米法的に改めることを提案したものである。

第三 明治十七年三月二十九日司法省達丁第八号民事訴訟ニ関スル呼出状並ニ送達書式ニ対スル私見(日附、宛名なし)

第四 金貨取戻ノ詞訟ニ付下問ノ意見(一八八五年十月三十一日、宛名なし)

第五 外務省ヨリ日本ノ会社ニ傭使セラルル英國人ハ日本ノ取締法ニ拠テ支配セラルルヤ云々ニ付下問ノ意見(日附、宛名なし)

第六 養子カ養家ノ為メニセシ負債ニ関スル下問ノ意見(一八八五年十月十五日、宛名なし)

第七 明治七年七月三日附太政官第七十一号布告及ヒ明治七年九月四日附司法省第二十三号布達ニ載スル身代限書類書式ニ対スル私記(一八八五年九月三十日、宛名なし)

第八 英國ニ於テ權利義務若クハ證書ニシテ其權利ヲ行ヒ又ハ義務ヲ尽ス期限ニ至ラス云々ノ者ヲ認諾セシムル訴訟手續アリヤノ間ニ付意見（一八八五年九月十一日、宛名なし）

第九 米國エー・エス・ブアンス商会出版ノ書籍ヲニューナシヨナルリードル化学自在ト題シ出版セシニ付私印偽造ナルヤノ間ニ対スル意見書（一八八五年十月三日、宛名なし）

第十 軍屬ノ者行軍中軍法並普通刑法ニ触ルム罪ヲ犯セシニ輕罪裁判所ハ之ヲ常人ト認メテ相当ノ罰ニ処シタリ其救正如何及ヒ外二件ノ間ニ対スル意見（一八八五年十月三日、司法卿宛）

「外二件」は「常人ニシテ軍法並普通刑法ニ触ルム罪ヲ犯シタル者ヲ軍法會議ハ軍屬ト認メテ相当ノ罰ニ処シタリ其救正ノ方法如何」と「軍法會議ト尋常法術ノ間ニ被告人ニ係ル管轄權ノ争ヒアル時ハ之ヲ裁定スルノ方法如何」である。

第十一 家屋賃貸敷金ノ間ニ対スル意見（一八八五年十月五日、宛名なし）

第十二 警察ノ疑問ニ答フル意見（日附、宛名なし）
これは、英國警察制度とくに警察学校の状況を報告したものである。

第十三 財産差押ニ関スル問（日附、宛名なし）
これは二重に差押がなされた場合の先取權の問題を論じたものである。

第十四 農工商組合社則違反者処分ニ付疑問ノ意見（一八八五年六月十一日、宛名なし）

司法省御雇外人カーキード

これは、明治十八年六月五日、省内民法局より翻譯課宛、英米独仏の実例調査を依頼、これに対してカーキードが英國の状況を説明したものである。因みに翻譯課は省内記録局の一課である。

第十五 年賦金滞ニ付前契約ヲ破壊シ一時請求スルヲ得ルヤノ間ニ付意見（一八八五年六月十一日、司法卿宛）

第十六 根抵当公証ノ義ニ付疑問ノ意見（一八八五年六月十三日、司法卿宛）

第十七 負債者身代限処分公売ノ件疑問ニ付意見（一八八五年六月二十七日、司法卿宛）

宛名のないものもあるが（日本文への翻譯者が省略したのである）、すべて司法卿宛とみていい。明治十九年以降すくなくとも次に述べる彼の外務省法律取調委員会委員就任までは、司法省内において前年同様の答申並に意見具申をつづけたと思われるが、それに關する文書は散佚したのであろう。

また、この頃、彼が起草したと思われるものに「現行民事手續意見書」がある。

民事訴訟法は、明治十七年五月以降、内閣御雇ドイツ人テツヒヨ（Hermann Tschow）によつて編纂が開始され、十九年六月、全八七四条の草案が完成した。いわゆるテツヒヨ草案と呼ばれるものである。この編纂に際し、司法省では従来の成文單行法と慣習法を条文の形に集録した「日本現行訴訟手續」（南部運男編）を作つて参考資料にしたといわれている。ところが、現存するものは「民事訴訟

訟手続」(全四九五条)と題するもので、これには十八年三月の法令(明治十八年三月六日)が引用されているから、その編纂時期は、それ以前には遡れない。それがため、「日本現行訴訟手続」と「民事訴訟手続」との関係が問題となる。すなわち、両者は同じものなのか、それとも後者は前者の増補版なのかという点である。もしも両者が同じとすれば、「日本現行訴訟手続」は実在しなかつたことになり、また、テツヒョーが編纂に着手してから約一カ年間は、そうした参考資料はもつていなかつたことになる。

カーキードの「現行民事手続意見書」は、「民事訴訟手続」に対して逐条的に自己の意見を述べたものである。起草の時期は明らかでないが、いくら遅くみても十九年六月のテツヒョー草案完成以前のものとして推定される。それ以後において、カーキードに民事訴訟全般についての意見を求めるとすれば、直接テツヒョー草案に対しての所見を徴する筈だからである。この意見書は、十八年三月以降おそらくは同年九月テツヒョー原案の審査が開始されるまでの間に(カーキード意見書中に、一八八五年六月二日、六日、十三日、二十五日の日附が散見する)、当時のわが国民民事訴訟の実状に対するカーキードの所見を求めたことに対する答申であつたと、私は考えたい。テツヒョー起草の原案はすでに十八年二月に一応完成し、さらにその修正案は同年七月に成稿をみている。同年九月からの審査は、その修正案(訴訟規則)を採りあげたものである。(14)この時期に際し、そうしたテツヒョー起草の原案あるいはその修正案に対してではなく、直接にわが民事訴訟手続の実状に対してカーキードの所見を求

めた司法省の態度は、注目すべきであらう。テツヒョーの原案はもちろんドイツ民事訴訟法に則つたものであるが、これとは全く別に、イギリス法学者に対してわが民事訴訟手続に関する所見を求めたという事実は、この時点において、司法省の意向は、かならずしもテツヒョー原案一辺倒ではなく、場合によつては、原案起草者がテツヒョーからカーキードにvarietyした可能性を示唆しているからである。しかし、結果的にはテツヒョー原案の修正、審査がつづけられたから、カーキードの意見書は、彼を原案起草者にするほどまでには、高く評価されなかつたのかも知れない。

カーキードの「現行民事手続意見書」が、テツヒョー原案審査の段階において、そしてまたその後の外務省あるいは司法省の法律取調委員会(いづれもテツヒョー草案を基にして編纂がすすめられた)における民事訴訟法編纂過程において、多少とも貢献したかどうかの問題は、将来、明治民事訴訟法編纂史研究の進展に伴い、解明されるであらう。

そのほか、この頃書かれたと思われる彼の業績に「内外交渉訴訟入費意見書」(日附なし、司法卿宛)およびカーキード編著、香坂駒太郎、山本謙三共訳「英国証拠論」(明治十九年、写本)⁽¹⁶⁾がある。

明治十八年、司法省に入つた直後におけるカーキードの活躍は、以上に述べた諸意見書類の存在などによつて、十分これを知ることが出来るであらう。

○

明治十九年八月六日、外務省に井上外相(馨)を長とする法律取調委員会が設けられ、それまでに行われた元老院の民法編纂局あるいは司法省民法編纂委員会の事業をひきつぎ、条約改正問題に対応しつつ諸法典の編纂を開始するや、カーキードは、法律取調委員に任命された。外国人委員は、彼以外に、内閣御雇外人ボアソナード

および司法省御雇外人オットー・ルドルフ(Otto Rudolf)である。⁽¹⁷⁾この委員会には、外務省御雇外人の中から、ドイツ人のE・デルブリュック(Ernst Delbrück)、ベルヒマン(Johannes Bergman)、F

・デルブリュック(Felix Delbrück)、イギリス人のサトリー(Teodor Andrew Sator)の四名が「法律取調委員列員」として参加した。⁽¹⁸⁾「列員」は補助委員の意味であろう。さらに翌二十年四月の委員増員に際しては、外国人として内閣御雇外人のロエスレル(Hermann Roessler)とモッセ(Albert Mosse)が、委員に追加され、また「列員」

のベルヒマンが委員に昇任された。⁽¹⁹⁾このように、多数の外人法律家を委員に加えて発足した外務省法律取調委員会が、実際にその事業を開始したのは、二十年四月からといわれるが、わずか数ヶ月で、みるべき成果もあげざるまま中止され、その事業はふたたび司法省に移管、同年十月二十一日、あら

たに山田法相(顕義)を長とする法律取調委員会に改組された。この時、日本人委員は大幅に変更されたが、外人委員の中、誰が退任したかはかならずしも明らかでない。しかし、同年十一月七日・時事新報が、法律取調委員会について「来る十日後より日々会議を開くの手筈なりと云ふ。尤も此委員中にはボアソナード、ロイスン

ル、カーキード、サトウ氏等都合七名の御雇外人も加はり居りて、外人は重に起草の事を専務とし云々」と述べているごとく、カーキードがボアソナード等と共に残留したことだけはたしかである。

この委員会における彼の功績としてまず第一にあぐべきものは、ボアソナードの起稿と推定されている法例草案(二十一年十月頃までに成稿)に対して提出した意見書である。これは「一般ニ法律ノ適用ニ関スル総則」三十五条ニ付テ法律取調委員長司法大臣閣下ニ捧呈スル鄙見」と題する長文のもので、明治二十二年九月十日に提出された。⁽²⁰⁾⁽²¹⁾

明治二十三年民法編纂史の研究、中でも人事編に関する点は、終戦後、非常な進展をみたが、当時人事編草案の冒頭に編入されていた「法例」編纂の沿革に関する部分だけは、考察の枠外に取りのこされた分野であつた。近時、川上太郎博士の論考が出るに及んで、

ようやくこの方面の研究にも開拓の曙光がみえはじめた。カーキードの意見書も、川上博士によつてはじめて採りあげられ、次のように非常にたかい評価があたえられたのである。

司法省法律顧問、イギリス人カーキードが法律取調委員長司法大臣山田顕義にあてて提出したそれは、よく整備されたものである。いちいち根拠をあげて草案を修正すべきゆえんを詳述し、その上で自己の修正意見を具体案の形で示している。……カーキードの意見は草案修正案の作成にあずかつて力があつたと考えられるだけでなく、国際私法立法の参考資料として学説や学会の決議などを数多く引用している点で、のちの立法学説に至大の影響を

およぼしているように考えられる。⁽²²⁾
 博士は、意見書の内容を詳しく検討されたのち、次のようにもいつておられる。

明治二三年法例の編纂される当時までは、わが国の国際私法研究は大体において、外人学者の手引きによる仏伊国際私法学の盲目的な翻譯導入の状態にあつたと言えよう。……この仏伊法学一遍倒の学問的傾向に対し、英米法学派の立場から……深刻な批判がなされるにいたることは当然の推移である。……旧法例の立法にさいし提出せられた、カーキードの意見書はこの批判の最初のあらわれである。この意見書はわが国における国際私法研究の方向を一変させるきつかけをつくつたものと、私は考えている。⁽²³⁾

なお、これより先き、明治二十年十一月二十二日・めざまし新聞には、

海上保険法 兼々内閣法制局法制部にて調査中なりし同法律案は、今度更に法律取調委員会にて立案することとなりしを以て、参考のため法制局立案の草稿数十葉を同会へ交附せられたる由、又、聞く処に拠れば、同法の起稿者は前内閣御備たりし独逸人テツヒョー氏なりしが、今度同会にては、英人カーキード氏に命ずる由。蓋し氏は我邦よりの委員として前後二回万国商法会議に臨み居れば、本法の如きは最も適當のことと思はる。

という報道をのせているが、カーキードが果して海上保険法の草案を起草したかどうかについては、他に徴すべき資料がないので、疑いをのこしておく。因みに、彼の万国商法会議への出席は、誤報

のようである。⁽²⁴⁾

そのほか、カーキードが法律取調委員会において提案した意見書に、次のごときものがある。

現今ヲ以テ商法草案第一編第一章乃至第六章ヲ發布スル事ニ関シ司法大臣閣下ニ奉呈スル意見書(一八八八年三月十五日)⁽²⁵⁾

民法商法ニ於ル事ノ兩論ト及兩法間ノ抵触トラ避クル為メ從フ可キ方法ニ付法律取調委員長ナル司法大臣閣下ニ捧呈スルノ意見書(一八八八年五月二十六日)⁽²⁶⁾

民事訴訟法第六百五十一条ニ関スル意見書(一八八八年十一月二十一日)⁽²⁷⁾

民法草案財産編第三七三条ニ関スル意見(一八八九年九月七日)⁽²⁸⁾

法律取調委員会の中心人物はもちろんボアソナードであるが、その「草案下調」の任にあたる「報告委員」(明治二十年十一月十四日)の大部分も、フランス法を修めた新進気鋭の日本人法律家であつた。それがため、委員会内部における草案編成の雰囲気は、フランス法的な傾向が圧倒的に優勢であつたとみていい。その中にあつて、イギリス人法学者カーキードの存在は全く異色あるものであり、その英国法の立場からなされる助言は、寔に貴重であつたとみるべきであらう。彼はボアソナードとはちがつた意味において、十分に顧問的役割を果たしたのである。

なお、かの有名な伊藤首相(博文)官邸における仮装舞踏会(二十年四月二十日)に、カーキードが「西洋の帝王」に扮して参加し

(28) たのは、あたかも彼が外務省法律取調委員会委員時代のことであり
た。

○

明治二十三年四月二十一日、民法中、財産編、財産取得編(前半)、
債権担保編、証拠編が公布された。つづいて十月七日、法例および
民法中の人事編並に財産取得編(後半)が公布された。これらは法
律取調委員会の成果であつて——元老院その他で修正をみた部分も
すくなくないが——いわゆる旧法例、旧民法である。

公布当初から、司法省はその英訳を企画しようである。日本の
新法典を諸外国に紹介する目的からであつた。しかし、その英訳が
公刊されたのは、十月七日公布の部分だけであつて、四月二十一日
公布の部分については、英訳に着手したかどうか不明でない。
その公刊本は次の通りである。(30)

Shintoshō (Ministry of Justice), Law of application of the laws
in general of Japan. Civil Code of Japan, Book on the Law of
person, 1892.

版權所有者 司法省記録課

出版元 博文本社(東京銀座四丁目)

初版 明治二十五年六月二十四日

再版 同年十二月二十五日

内容 明治二十三年十月七日公布法律第九七号法例および同日

公布法律第九八号民法人事編の英訳。全九八頁。

司法省御雇外人カーキード

Shintoshō (Ministry of Justice), Civil Code, Book on the Law of
acquisition of property, 1892.

版權所有者 司法省記録課

出版元 博文本社(東京銀座四丁目)

出版 明治二十五年六月二十四日

内容 明治二十三年十月七日公布第九八号民法財産取得編第一

三章相続、第一章贈与及び遺贈、第一章夫婦財産契
約の英訳。全四九頁。

両著共に、翻訳者の氏名は明記されていない。おそらく司法省公
訳という意味で、個人名を省略したものであろう。しかし、その翻
訳者がカーキードであつたことは、数年前、向井健氏によつて指摘
された。その論拠は、明治二十三年五月七日・東京日日新聞が「山
田法律取調委員長には、今度発布になりたる民法を悉皆英文に翻訳
し、夫々へ贈られる由にて、其の翻訳は司法省雇英国人カーキード
氏に囑託せられたり」と述べていることである。(31)

しかし、カーキードの英訳は、そうした民法典の一部だけではな
く、民法と相並んで公布された民事訴訟法(二十三年四月二十一日
公布)、商法(同年三月二十七日公布)にまでおよんでいる。法治協
会雑誌・明治二十四年九月号は、次のように報じている。(32)

其の筋にては、憲法の正条を英文に翻訳したるの例に倣ひたる
にや、今度、日本新法典の法文を英文に翻訳して、外国政府公使
等の閲覧に便せんとて、御雇英国人カーキード氏をして、先づ商
法及び民事訴訟法を翻訳せしめたるに、此程已に脱稿したるを以

て目下修正中なる由、尚ほ民法も不日同翻訳に着手する筈なりと
聞く(手塚)。

この報道が正しいとすれば、カーキードは前掲の民法翻訳に先立
ち、商法、民事訴訟法の翻訳を完了していたことになる。この翻訳
に該当すると思われる公刊本は次の通りである。

Shihoshō (Ministry of Justice), Commercial Code, 1892.

版權所有者 司法省記録課

出版元 博文本社 (東京銀座四丁目)

出版 明治二十五年六月七日

内容 明治二十三年三月二十七日公布法律第三二号商法(旧商
法)の英訳。全三三九頁。⁽³³⁾

Shihoshō (Ministry of Justice), The Code of Civil Procedure of
Japan, 1892.

版權所有者 司法省記録課

初版 明治二十五年六月二十七日

訂正再版 明治二十六年三月十四日

内容 明治二十三年四月二十一日公布法律第二九号民事訴訟法
の英訳。全三一四頁。⁽³⁴⁾

いずれも、翻訳者が明記されていないのは、前述の民法の場合
と、同様の理由にもつづくものであろう。

日本語に精通していたとは思えないカーキードの翻訳であるか
ら、省内日本人法律家の援助のもとに行われたと思われるが、その
氏名はわからない。

従来、明治時代の法典の外国語への翻訳者としては、東京帝国大
学でドイツ法を講じていたレーンホルム (Ludwig Hermann Loen-
horst) の名が、学界では知られている。彼が、明治三十一年民法の
独訳、同三十二年商法の独訳、仏訳、同四十年刑法の英訳、独訳な
ど、多くの業績を残したからである。カーキードの業績は、これに
次ぐものといえるであろう。それにもかかわらず、「司法省公訳」
の蔭にかくれて、彼の名が全く伝わらないのは、彼にとつて寔に不
運であつたといわねばならない。

○

明治二十五年十一月三十日、愛媛県沖において、フランスで製造
され回航中の日本海軍水雷砲艦千島(七五〇トン、艦長心得海軍大尉
鏑木誠)が、イギリスのピーオー汽船会社所属のラベンナ号 (Baye-
rns, 三〇〇トン、船長ブローンス)と接触して沈没、相手方も小破
した。当時、日英間に紛争を生じたいわゆる千島艦事件⁽³⁶⁾の勃発であ
る。千島では、分隊長海軍大尉貴島才藏他七十三名が、艦と運命を
共にし、救助されたのはわずかに鏑木大尉以下十六名であつた。こ
の事件にも、カーキードは、日本政府を代表する弁護士として関係
した。訴訟の経過は次の通りである。

翌二十六年五月六日、政府は弁護士岡村輝彦、ワルフォード (Am-
brose B. Wolford) を代理人としてイギリス横浜領事裁判所に、八十
五万円の損害賠償を出訴した。ピーオー汽船会社の代理人は、在日
イギリス人弁護士として著名のラウダー (John F. Lowder) である。

裁判は同月二十五日から開かれた。これに先立ち、イギリス側は前年十二月二十八日、横浜領事館の海事審判でラベンナ号船長に過失なしと審判しており、日本側では二十六年一月二十六日、海軍の軍法会議で鍋木大尉に対し無過失とみため免訴の言渡をし、また、長崎地方裁判所は、同年二月二十四日、ラベンナ号に乗込んでいた水先案内人北野由兵衛に対し、過失殺人（明治十五年刑）を以て罰金二百円の刑に処していた。横浜領事裁判所の公判開始前、すでに日英双方の認識は正反対で、互に相手方の過失をみとめていたのである。

公判ははじめから紛糾した。イギリス側は種々の理由を設けて日本側を攻撃した。まず原告の名が日本政府というのは不明確であるから、天皇の名を出すべきであると述べ、さらにまた原告は当法廷の裁判に服する宣誓をなすべきであると主張した。これらの主張が裁判所によつて斥けられるや、六月十二日の法廷で、十万ドルの反訴を請求、本訴と反訴の合併審理、そしてまた反訴に対して日本側が適当な保証金を出すべきことを要請した。裁判所は、六月二十日、反訴に対し「日本天皇ニ對シ奉リ日本領海ニ於テ其臣僚タルモノノ不当航海ヨリ生シタル損害ヲ求メントスル訴ハ英国法廷ニ於テ起訴スルヲ得ス」との理由で、却下の判決を下した。

カークードは、五月三十一日、六月十二日の公判に出廷した。日本側代理人に、彼が追加されたものと思われる。

横浜領事裁判所の反訴却下の判決を不服とした汽船会社は、上海の領事裁判所（支那日本高等裁判所）へ控訴した。日本側は代理人としてカークードを派遣した。

同年十月二十五日、上海の高等裁判所は、第一審判決を破棄、汽船会社に反訴の権をみとめる判決を下した。同月二十八日、カークードは悄然と帰京した。

これより先き、横浜領事裁判所において、公判進行中、天皇の名が用いられたことが世間に伝わるや、世論は猛然と政府を攻撃した。そしてまた、上海における日本側の敗訴で、英国に対する憤激、政府に対する非難は白熱的に燃えあがり、遂に第五帝國議會解散の一原因ともなつたのである。

日本政府は、英国枢密院へ上告を決意し、金子堅太郎、末松謙澄らを派遣せんとしたが、逡巡してうけず、遂に岡村輝彦に全権を委任して、二十七年一月、ロンドンへ派遣した。英国枢密院の公判は、二十八年五月から開かれ、七月三日、控訴判決を破棄し、横浜領事裁判所の判決を回復する旨の判決が行われた。日本側の主張がみとめられたのである。

事件はふたたび横浜領事裁判所へ戻され、二十八年十一月四日から公判再開の予定になつたところ、それに先き立つ九月十九日、当事者間に和解が成立、訴訟費用の他に英貨一万ポンドを汽船会社が支払つて落着した。

ロンドンにおける勝訴で、弁護士岡村輝彦の名は内外に知れわたつた。それに反して、カークードの立場はみじめであつた。上海での敗訴がとくに彼一人の責任とは決して思えないが、寔に不運なめぐり合せに、まきこまれたとでもいうべきであろう。

明治三十年(一八九七年)、カーキードは余暇を利用して東洋各地を歴訪した。フィリピンでは、アメリカからの調査団を助け、アメリカ国会から感謝の辞をうけた。また、台湾では蕃族の間に数ヶ月間滞在して貴重な体験を積み、わが台湾統治機構の整備にも種々の助言をあたえたという。帰京後、彼が書いた復命書の断片が伝えられているが、それは台湾には明治憲法を施行すべからずという意見である⁽⁴⁸⁾。

明治三十四年七月三十一日、彼は満期解傭となった⁽⁴⁹⁾。東洋各地巡遊後の数年間の動静は、残念ながら不明である。同三十四年八月発行の法律新聞第四九号は、「司法省御雇英人叙勲⁽⁵⁰⁾」と題して次のようなニュースを伝えている。

司法省御雇英国人カーキード氏は、今般満期帰国に付き、其筋にては氏が明治十八年以來、司法事務に貢獻せし功勞に對し勲二等旭日重光章を贈与することに決し、先頃御裁可奏請中の処、御勅許相成りたるを以て、不日叙勲の御沙汰あるべしと云ふ。因に云ふ、氏が之れまで受領しつゝありし報酬は月銀賃千円、官邸料六十円なりとぞ。

正確な月日はわからないが、その後いくばくもなくして帰国したものとと思われる。

帰国してからのカーキードの動静について、くわしいことはわからないが、第一次欧州大戦の際は、陸軍省の検閲官に任命されたこ

ともあり、その後、ボーイスカウト関係の各種要職に在任したようである。一九二六年(大正十五年)五月二十八日逝去、享年七十五歳。彼の生涯において、日本司法省顧問の時代が、もつとも華やかなものであったと思われる。

(1) 重久篤太郎、天野敬太郎「明治文化関係欧米人名録」・圖研究

第一〇巻四号(昭和十二年)・五五九頁。

(2) 「明治文化に寄与せる欧米人の略歴」・「明治文化発祥記念誌」

(大正十三年) 附録・六頁。

(3) 天野敬太郎「幕末明治時代来朝欧米人に関する文献一覧」Kの

部・觀光第二巻七号(昭和十七年)・二四頁。

(4) 日本以外におけるカーキードの略歴は、Who was Who, 1916—

1928, London, 1947, p. 391 による。

(5) 重久、天野・前掲人名録・五五九頁。両氏がカーキードの来朝

年を「一八七四年」とされる典拠を、私は残念ながら見出しえない。

(6) 「司法沿革誌」明治十八年の項には、カーキード雇傭の記事を

欠く(九四頁—九八頁)。そのほか、この雇傭についての公式文

書を見出しえないので、正確な雇入れ年月日は不明である。

(7) 「中央大学五十年史」(昭和三十年)・一〇頁—一一頁。

(8) 法務図書館蔵「明治十八年分、カーキード意見書綴込」二冊

がこれである。その中の一冊は、戦災で焼失した。戦前、日本学術

振興会が、明治の立法資料を覆刻した際、二冊を合併してその中に

採り入れられた。ところが、どうしたわけか、その表題が「現行民

事訴訟手続ニ対スルカーキード氏意見書」と誤り記されたので、内

容と一致しない。

なお、第一から第十七の番号は、学振版の原文のままであるが

(8) 意見書二冊を合併したとき、配列を変更している、年代順でもなく、その他とくに意味のある配列ではなさそうである。また、この意見書は、明治二十二年に内閣記録局で編纂した「諸官庁訳書目録」にも掲載されている（「明治文化資料叢書」第七巻・書目編・五五九頁参照）。

(9) 法務図書館旧蔵「カークワード現行民事手続意見書」がそれである。原本は戦災で焼失したが同書もまた日本学術振興会によつて「現行民事訴訟手続及ヒカークワード氏意見書」として覆刻されている。

(10) 石井良助「明治文化史・法制編」・四一六頁以下、兼子「民事訴訟法の制定——テツヒョー草案を中心として——」・「東京帝國大学学術大観・法学部・経済学部」・二二三頁以下等参照。

(11) テツヒョーの書いた報告書には「南部甕男氏の統率の下に行われた所の、現在日本で妥当する訴訟法の法典化したもの」というのみで、特定の書名題目も作製年も明示していない（Teahow, Entwurf einer Civilprozessordnung für Japan, Tokyo, 1886, S. 1）石井博士は「日本現行訴訟手続」（前掲書・四一六頁）といわれ、兼子博士は「日本訴訟手続」（前掲学術大観・二二四頁）といわれている。

(12) 石井博士は、両者を同じとみる「考え方の方があつていられるように思われる」といわれている（前掲書・四一七頁）。兼子博士のこの点の考証はあいまいであつて、両者を同じものとされつつ、なお「民事訴訟手続」を「明治十五年頃」作られたものとしておられる（前掲論文・前掲学術大観・二二四頁）。私も「日本現行訴訟手続」の原本が発見されるまで、両者を同じとする説に賛成しておく。

(13) テツヒョーは、十七年五月、起草に着手した当時、すでに若干

司法省御雇外人カークワード

の草案を用意していた。この案並にその後の起草案を司法省内に設けられた訴訟法予備會議（委員長玉乃世履）で、整理、審査が行われたのである。

(14) 十八年二月完成案を、テツヒョー並に予備會議が修正を加えたもので、テツヒョー訴訟規則修正原案、邦訳では訴訟規則と呼ばれるものである。

(15) 三好退蔵を委員長とする民事訴訟法取調委員會で審査、修正が行われ、翌十九年六月、司法大臣山田顕義に確定案が上申された。

(16) 法務図書館蔵「内外交渉訴訟入費意見書（司法省野紙六二枚）、同書も、前掲諸官庁訳書目録に掲載されている（註8・参照）。また、「英国証拠論」（司法省野紙一一七枚）も、法務図書館に所蔵されている。

(17) 星野通「明治民法編纂史研究」・八七頁以下参照。

(18) 「外務省創立以来雇外国人調」（昭和三十八年・外務省）・四頁。

(19) 星野・前掲書・八八頁——八九頁。

(20) 「民法編纂ニ関スル諸意見並雜書」（三）（日本学術振興会版）に収録されている「カルクワード氏民法人事編（自第一条至第三十五条ニ関スル意見）」がそれである（民諸三ノ三七——一四三）。なお、川上太郎「日本国における国際私法の形成過程」・神戸法学雑誌第一五卷四号六七六頁参照。

(21) 提出日は、川上博士の推定による。

(22) 川上・前掲論文・六六二頁。

(23) 前掲論文・六八八頁——六八九頁。

(24) カークワードが司法省に入った以後、万国商法會議は、十八年と二十年の夏に、いずれもベルギーで開かれたが、日本代表委員は、

前の場合が内閣顧問ロエスレル、後の場合が大審院第二局長松岡康毅であつて(前掲司法沿革誌・九六頁、一〇四頁)、彼が派遣された形跡はない。

- (25) 「旧法律取調委員会ニ関スル書類」(日本学術振興会版・旧商一ノ一以下)。

- (26) 「民法編纂ニ関スル意見書・二号」(同前)・民意二ノ二〇二以下。これと類似すると思われるものに、法務図書館旧蔵「カーキウツド・民法商法交渉事項ニ関スル意見書」があつたが、戦災によつて焼失した。

- (27) 「民法編纂ニ関スル諸意見並ニ雑書」(一) (同前)・民諸一ノ一二以下。

- (28) 「民法草案財産編第三七三条ニ関スル意見」(同前)・民国ノ二四以下。

- (29) 明治二十年四月二十二日・時事新報。この記事は、自由党史(岩波文庫版下巻・一五六頁以下)にも引用されている。

- (30) 司法省調査部「欧文に翻譯せられた大日本帝国法典目録」(一)・法曹会雑誌第一八巻七号・九四頁—九五頁。

- (31) 向井健「旧民法関係書二題」・巖南堂書目第八七号(昭和三十三年)・一頁。

- (32) 法治協会雑誌第三号・六〇頁—六一頁。この資料は、向井健君の御示教による。ここに記して感謝の意を表す。

- (33) 司法省調査部・前掲論文(二)・法曹会雑誌第一八巻八号・八六頁—八八頁。

- (34) 前掲論文(三)・法曹会雑誌第一八巻十号・一〇三頁—一〇四頁。

- (35) なお、本書の巻末に Amendment of the Code of Civil Procedure と題し、明治三十一年法律第一一号民法施行法の規定にもとづき(第五一条、第五四條、第五五條)、民事訴訟法中改正された第六四九條、第七三三條、第七三四條の改正条文の英訳を附加したのもあるが、その出版年月は不明である。

- (36) 千島艦事件については、岡村輝彦「千島艦事件ノ要領」(奥平昌洪「日本弁護士史」七一九頁以下に所収)、「軍艦千島英船ラベンナ衝突提訴一件」(日本外交文書第二六巻二四〇頁以下)、「軍艦千島英船ラベンナ衝突提訴一件」(同前第二八巻三〇〇頁以下)、「千島艦事件」(明治二十六年十二月、報知社刊)等が有力な文献である。なお、「千島艦事件」は、明治文化全集第十一巻(外交編)に覆刻、収録されている(五二三頁以下)。

- (37) 明治二十五年十二月二日・時事新報。

- (38) 同年十二月二十九日・時事新報。

- (39) 明治二十六年一月二十七日・時事新報。

- (40) 同年二月二十四日・時事新報。

- (41) 前掲千島艦事件・一六頁。

- (42) 前掲書・六頁、八頁。

- (43) イギリス領事裁判の審級制については、下村富士男「明治初年条約改正史の研究」(昭和三十七年)・四二頁以下参照。

- (44) 明治二十六年十月二十八日・郵便報知新聞。

- (45) 尾佐竹猛「千島艦事件」解題・前掲文化全集・三八頁以下、木村毅「明治文化の話・まわり灯籠」(昭和三十四年)・一頁以下等参照。

- (46) 前掲日本弁護士史・七一八頁。

- (47) 前掲書・七四一頁。

(48) 「カーキードの台湾観」・日本弁護士協会録事第八号（明治三十一年・一〇頁——一一頁。明治二十九年三月三十一日法律第六三号で、台湾を内地と異なる法域と定めたことから、明治憲法が台湾に施行されているかどうか、問題になり、世間ではげしい議論が行われた。いわゆる六三問題である。

(49) 前掲司法沿革誌には、明治二十九年八月一日の項に「英国人モーターク、カーキッドヲ傭聘シ其ノ期間ヲ滿四年トス」（一六九頁）、同三十四年七月三十一日の項に「傭法律顧問英国人モンテグ、カークウッド滿期解傭トナル」（二〇五頁）という記事があるのみである。二十九年以前の傭聘記事、また、三十三年八月の契約一年延長の記事が、なぜ洩れているのかはわからない（註6・参照）。

(50) 法律新聞第四九号（明治三十四年八月二十六日）・二四頁。

後記 本稿起草に際し、法学部教授伊東乾氏、義塾図書館参考調査課長丸山信氏の御援助をうけた。その学恩を謝す。